

ブランド経営分科会セッション

◆ ~標識法の「証(あかし)」~ ◆

【講演者】

コーディネーター

：西村雅子（特許業務法人大島・西村・宮永商標特許事務所 パートナー弁理士、
国際ファッション専門職大学教授）

モデレーター

：服部謙太郎（桜坂法律事務所 弁護士）

パネリスト (50音順)

：小川 徹 (MARK STYLER 株式会社 管理本部 法務部 副部長)

：関 真也 (関真也法律事務所 代表弁護士)

：西村雅子 (同上)

：安田和史 (株式会社スズキアンドアソシエイツ取締役)

【概要】

商品開発においては、様々な安心・安全が意識されているということは、周知のとおりである。例えば、安全面に配慮された製品につけられるマークとして、PSC (Product Safety of Consumer Products) マーク、SP(Safety Product)マークなどがあるが、これらの標識によって品質が担保されることから、消費者はそれを見て安心して購入することができる仕組みになっている。標識が品質を保証しているといえる。

このように安心・安全が保証された品質は、高いブランドイメージを裏付け、ブランド価値を図る重要な要素といえよう。

ここで、本研究会の研究対象の一つである標識法の領域で、この品質について検討したい。一般的に、標識法の中心的な研究課題は、誤認混同の判断、そしてその重要な判断要素である「周知性」であると言えるが、本研究会では、これに加えて、「品質」が重要な要素になりうる場合があると仮説を立てている。

商標法においては、商標の機能の一つとして、品質保証が挙げられ、また、伝統的な議論として証明商標およびその保護について検討がなされている。本研究会における議論はその範囲にとどまらず、知財法全般に視野を広げつつ、安心・安全の証明と標識法における課題・有効性などビジネス上有益であると思われる様々な情報を洗い出し議論をしたいと考えている。

具体的な検討のプロセスとしては、上記に関する具体的な事例（裁判例も含む）を紹介・検討し、標識の有する（商標と言い換えても良い）品質保証機能を再考・再評価を行いたいと考えている。その際には、現代的な価値という意味で、可能な限り、本学術研究会がテーマに掲げる「ニューノーマル」の視点をもって行うことを試みたい。

以上

ブランド経営分科会セッション

◆ ～標識法の「証(あかし)」～ ◆

本年度の発表は、従来、我々が以下のように研究を続けてきた標識法研究において、標識のもつ「機能」に着目した点で、従前の議論とまた異なった視点で研究としたいと考えている。

第14回年次研究発表大会

「標識法に基づく権利の限界点を探る」

周知著名・商標の権利者が、商標法及び不正競争防止法（標識法）に基づいて、どこまで保護を求めることができるのかという実務上の問題意識から、その理論構成と限界点を検討した。

第15回年次研究発表大会

「標識法の歪（ひずみ）」

商標法制定以来、実務を通してみると、権利者側の利益に最も重点が置かれているが、果たして、それが商標法を含む標識法の目的を最大限実現する方向に向かっているのかという疑問を出発点として、法目的との関係で、歪が生じていないか、検討した。

第16回年次研究発表大会（一般発表）

「標識法の際（きわ）」

標識法と他（法）領域との接点に着目し、他（法）領域からの視点で、標識法を再検討した。

第17回年次研究発表大会

「標識法の箱 ～モノからハコへ（そしてコト）～」

意匠法改正による空間デザインの保護を契機として、従来からの標識法による空間デザインの要素の保護（商標法：立体、位置、色彩、音、動き、不競法：店舗外観、触感、形態など）を再検討し、「モノからハコへ（そしてコト）」の権利保護の現状と将来への展望を検討した。

以上